

笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について

第二期介護保険計画(平成十五年度から平成十七年度まで)に基づき、介護保険料その他について規定整備を行うもの。

主な内容

保険料

第一段階 二万一千五百円

第二段階 三万二千三百円

第三段階 四万三千円

第四段階 五万三千八百円

第五段階 六万四千五百円

その他延滞金、保険料減免規定の改正等

笠松町上水道給水条例の一部を改正する条例について

水道法の一部改正に伴い、ビルなど建物内の水道、いわゆる貯水槽水道の設置者に対する指導、助言、勧告などを新たに規定するもの。

岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議について

岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の増加等に関する協議について

証明書の交付等の事務委託の廃止

に関する協議について

証明書の交付等の事務委託に関する協議について

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について

岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議について

岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の増加等に関する協議について

「岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議について」からの議案までの八議案は、山県郡高富町、伊自良村および美山町の三町村の合併(この四月に山県市となった)に伴う規約の改正などの協議

補正予算

一般会計

各種事業費の精算および国県支出金の確定などに伴い、総額二億二千九百九十八万八千円を減額補正するもの。

主な内容は、総務費でケーブルテ

レヒ加入促進助成金一千五百五十二万円減など合計二千六百七十七万八千円の減額、衛生費では健康診査委託料五百五十七万七千円減など合計一千八百九十万四千円の減額、土木費では東金池町港町一号线改築工事負担金をはじめ側溝舗装等新設改良工事など道路橋梁費で八千三百九十三万二千円減、排水路等新設改良工事ほか

河川費で二千二百七十二万三千円減など合計一億二千五百九十六万三千円の減額、このほか、笠松中学校校舎(東舎)耐震補強工事七百十六万円減を含む小中学校費や社会教育費など教育費で合計三千七百九十四万円の減額となりました。

老人保健特別会計

制度改正に伴う償還払の増加に対処し、高額医療費に係る医療費支給費など総額百九十三万四千円を増額補正するもの。

国民健康保険特別会計

出産育児一時金、葬祭費の支給件数の増加に伴う保険給付費の増額など総額百八十万二千円を増額補正するもの。

介護保険特別会計

施設介護サービス費の減少などに伴う保険給付費およびそれに伴う国県支出金、支払基金交付金など総額三千四百八十八万八千円を減額補正する。なお、歳入面で保険料収入に係る財源不足について、県から措置さ

れる財政安定化基金支出金のほか、町債としての財政安定化基金貸付金により対処するもの。

水道事業会計

水源施設(第三水源地)改良事業費の確定に伴い、一千二百九十二万二千円を減額補正するもの。

平成十五年当初予算一般会計外五会計予算(二・三ページ参照)

(追加議案)

合併問題特別委員会の設置について
委員十四人で設置

笠松町議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法第百条第十二項の規定による議員派遣に関して規定するもの。

笠松町議会傍聴規則について
より開かれた議会を目指して、議会傍聴に関する規定を見直し、新たに議会傍聴規則を定めるもの。

意見書

イラク問題の平和的な解決を求める意見書(採決)
医療費三割自己負担の実施凍結を求める意見書(採決)